

令和5年度熊野古道伊勢路踏破ウォーク事業運営委託業務 業務仕様書

1 委託業務名

令和5年度熊野古道伊勢路踏破ウォーク事業運営委託業務

2 業務の目的

三重県では、熊野古道伊勢路（以下「伊勢路」という。）において、世界遺産としての価値を背景とした「歩き旅」を象徴的なイメージとし、その魅力を全面に出してブランディングを進めているところである。

令和6年には世界遺産登録20周年を迎えることから、伊勢路への注目が集まる20周年を機に伊勢から熊野までの約170kmの道程を結ぶ「熊野古道伊勢路踏破ウォーク」を開催することで伊勢路の「歩き旅」のブランディングを図るとともに、世界遺産の本質的価値を広くアピールし、より多くの人々が伊勢路「歩き旅」への動機付けにつなげることを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和6年3月21日（木）まで

4 業務の内容

(1) イベントの運営

熊野古道伊勢路踏破ウォークイベントの内容は次のとおり予定している。

【熊野古道伊勢路踏破ウォークの概要（予定）】

1 実施日・コース

令和6年2月～令和6年12月までの土日（別紙のとおり）

伊勢神宮から熊野速玉大社までの約170kmを14回に分けて踏破する。

※令和5年度は4回開催、令和6年度は10回開催とする。

2 申込方法・定員

事前申込制、各回定員100名（先着順）

3 その他

- ・初回及び最終回にトークイベント等を実施する予定。
- ・ウォーキング時に語り部の配置、救護担当者の配置が必要となる。
- ・車利用者等のためにスタート地点周辺に駐車場を確保する予定であるため、ゴール地点からスタート地点周辺への移送が必要となる。

本業務は、令和5年度に実施する4回分とする。また、本業務を受託した場合であっても、令和6年度分の業務の受託を約束するものではない。

これらをふまえ、ウォークイベントの実施において以下の業務を行うこと。

①大会要項の作成

- ・ウォークイベント参加者向けに発送する大会要項を、2開催日（土日に連続する回）ごとに作成し、開催日の10日前までに参加者に送付すること。また、大会要項の内容は、事前に三重県と協議の上決定すること。
- ・大会要項の作成にあたっては、事前にコースを下見し、現場の状況をふまえた安全に十分配慮した内容とすること。

②語り部の手配

ウォークイベント中、語り部を常時7名以上確保すること。また、参加者がイヤホンで語り部の説明が聞き取れるよう、ワイヤレスガイドシステムを使用すること。

③救護担当者の配置

ウォークイベント中、救護担当者（看護師）を常時2名配置すること。また、救急箱を2箱用意すること。

④参加費用の徴収

参加費用は、1開催回ごとに、1人あたり500円程度を徴収し、本業務に係る運営諸経費（傷害保険料等）に充当すること。

⑤参加者の傷害保険の加入

イベント中の事故に備えて、イベント参加者全員を国内旅行傷害保険に加入させること。

⑥参加者の移送

車利用者等のために、ゴール地点からスタート地点付近まで参加者を移送すること。移送手段については提案すること。

⑦イベントの実施

(ア) イベントスタッフの配置

イベント開催当日、現地に指揮・監督を行うディレクターを1名以上配置するほか、運営スタッフを2名以上配置し、ウォーキング中を含めたイベント全体の運営調整を行うこと。

(イ) 受付

各回のイベント当日、受付地点に、受付用テント（長机等の必要物品を含む）を配置し、受付業務を行うこと。また、欠席、遅刻等の確認や各種

調整を行うこと。

(ウ) 看板

受付地点、ゴール地点に吊り看板を設置すること。

(エ) もてなし行事

ウォークイベント当日、地元住民らの団体によるもてなし行事（炊き出し・振る舞い等）を予定している。これに要する材料費等を対象団体に支出すること。（1回あたり3万円×4回を想定）

(オ) その他

- ・ウォークイベント当日、関係者用の昼食を用意すること。個数は、1回あたり15食程度を予定している。
- ・参加者の昼食用場所を確保すること。

⑧ トークイベントの実施

- ・ウォークイベント初回、ゴール後に、山歩きユーチューバー等を招聘したトークイベントを実施すること。また、招聘者は翌日のウォークイベントに参加すること。
- ・招聘者は、あらかじめ、三重県と協議の上起用すること。なお、インフルエンサーの場合は、登山やトレッキング等に関する動画投稿で話題性のある著名な者（チャンネル登録者数1万人以上とする）とすること。
- ・トークイベント会場は、初回ゴール地点又はその近隣とし、会場設営、司会進行、警備員の配置等を含めた運営全般を行うこと。

(2) 踏破ウォーク告知用チラシの作成

踏破ウォーク告知用のチラシを作成し、三重県が別途指定する場所（国内65か所程度（県内55、県外10）を想定）に納入すること。

- ・体裁： A3二つ折り 4色カラー、コート紙
- ・部数： 10,000部（令和5年12月告知予定分）
- ・校正： 文字校正及び色校正を2回以上行うこと。
- ・その他： 両面印刷とし、オフセット印刷とする。
- ・本業務にかかる印刷については、「みえ・グリーン購入基本方針」に基づく「令和5年度環境物品等の調達方針 3役務 印刷」の判断基準を満たすこと。（同調達方針では、印刷にかかる「判断基準及び配慮事項」は“国基準等を準用”しているため、具体的には「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」第6条の規定により定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和5年2月）22-2印刷」の「判断の基準」を満たすこと。ただし、作成する印刷物

の印刷用紙において当該「判断の基準」を満たす製品を納入することが困難な場合は代替品を認める。

- ・校正日程等については、担当課と連絡調整のうえ円滑に進めること。
- ・その他詳細については、担当課と十分協議をすること。

(3) 参加賞の作成

開催回ごとに参加賞（例としてピンバッジ等）を作成すること。

- ・作成数： 参加賞 440 個（各開催回 110 個×4 種類）
- ・参加賞は開催回ごとに別デザインとすること。
- ・作成にあたっては、事前に内容、デザイン等を三重県と協議すること。

(4) その他

- ①ウォークイベントに係る費用は委託料の範囲内で行うこととする。
- ②トークイベントやウォーキング以外にも熊野古道への誘客につながる効果的な方策について、契約上限額の範囲内で実施可能なものがあれば提案すること。

(5) 納品する成果物及び期限等

①大会要項 1 部

提出期限は、各開催日の 20 日前までとする。また、電子データ（PDF 形式）を CD-R 等の記録媒体で納品すること。

②委託業務の実施結果を記載した「実績報告書」 1 部（任意様式）

提出期限は、委託業務完了の日から 10 日を経過した日又は委託期間終了までのいずれか早い日までとする。

実績報告書には次の内容を含めなければならない。

- ・業務内容に係る成果物
- ・紙媒体以外による実施の場合は、写真等履行状況が確認できるもの。
- ・その他、実施内容の説明に必要と思われる資料
- ・上記資料に関する電子データ一式

③踏破ウォーク告知用チラシ 10,000 部

提出期限は、令和 5 年 12 月 14 日（木）までとする。

チラシ納品にあわせて、チラシの電子データ（illustrator 及び PDF 形式）を CD-R 等の記録媒体で納品すること。

④参加賞

各回 110 個×4 回分

提出期限は、各開催日の 7 日前までとする。

(6) 納入場所

三重県津市広明町 13 番地

三重県地域連携・交通部 南部地域振興局 東紀州振興課

ただし、告知用チラシについては、三重県が別途指定する場所に納入すること。

(7) 業務実施上の条件

- ① 委託業務の実施にあたって、契約書及び業務仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と協議を重ねながら実施するものとする。そのため、協議の結果、提案内容と業務実施内容とが異なる場合がある。
- ② 肖像権・著作権に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託者が必要な処理を行うものとする。
- ③ 本契約に基づく成果物の所有権は、三重県へ成果物の引き渡しが完了したときに、三重県に移転するものとし、成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）は、成果物の引き渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、著作者は、成果物に係る著作者人格権を将来にわたって一切行使しないものとする。ただし、上記以外に有効な手法がある場合には、適宜提案すること。なお、使用に関して条件や制限があるものについては、その都度両者で別途協議するものとする。
- ④ 再委託を行う場合には、事前に三重県の詳細を得たうえで、再委託先事業者の管理監督を行うこと。なお、業務遂行上、必要に応じて、再委託先に対して三重県が直接に指示監をする場合がある。
- ⑤ 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- ⑥ 委託業務を通じて取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので留意すること。
- ⑦ 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

- ウ 県に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより、工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。
- ⑧ 受託者が⑦イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱」第7条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
 - ⑨ 受託者は、委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき理由により偽造又は不正取引等で三重県に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。
 - ⑩ 受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合は、その賠償の責めを負うものとする。
 - ⑪ 三重県は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
 - ⑫ 三重県が受託者を決定した後、契約にあたり、業務仕様書に定める事項及び業務仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく三重県と協議を行うものとする。